

平成二十七年四月二十四日提出
質問 第二〇八号

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一九一号）、「政府答弁書一」（内閣衆質一八九第一〇八号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第一七〇号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一九一号）で、「モスクワ中央電信局は受理したにかかわらず、日本電信局へ送達しなかつたのである。」との答弁がなされているが、ここでいう「モスクワ中央電信局は受理したにかかわらず」というのは何を根拠にしているのか説明されたい。

二 前回質問主意書で、「本国に公電が到着していなかったこと、また伝わらなかったことは、駐旧ソ連日本国特命全権大使佐藤尚武氏の怠慢ではないか」と問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一九一号）では、「「駐旧ソ連日本国特命全権大使佐藤尚武氏の怠慢」との御指摘は当たらないと考える。」との答弁をなされている。政府として「「駐旧ソ連日本国特命全権大使佐藤尚武氏の怠慢」との御指摘は当たらないと考える。」のであれば、当時、日本政府は本国に公電が到着しなかったことに対し、ソ連政府になんらかの抗議をしたのか。

右質問する。